

## 「政令指定都市移行の総括」の実施について 2014.1.7

### 1、実施概要

相模原市が平成 22 年(2010 年)4 月 1 日に政令指定都市に移行し、3 年が経過しました。移行時の説明や議論、提示された資料・ビジョンと、本市のその後の状況等について突合せ検証を行い、新しく議論されている大都市制度についての調査・研究に資するために、大都市制度に関する特別委員会として、本市の政令指定都市移行の総括を行います。

### 大都市制度に関する特別委員会 開催内容

#### 【日時】:

平成 26 年 1 月 16 日(木) 9 時 30 分より

平成 26 年 1 月 23 日(木) 9 時 30 分より

平成 26 年 1 月 28 日(火) 9 時 30 分より (予備日)

#### 【場所】:

相模原市議会第二委員会室

#### 【内容】:

相模原市の政令指定都市移行の総括について

#### 【議題(テーマ)】:

- 1、財政収支の状況について
- 2、移譲された主な事務の状況について
- 3、区制について
- 4、『相模原市政令指定都市ビジョン(S ビジョン)』について
- 5、移行のメリット・デメリットについて
- 6、その他

## 2、背景と目的

これまでも全国で大都市制度に関する様々な議論が行われてきています。この大都市制度に関する議論には、道州制のように国全体に影響のある制度に関するものや、特別自治市もしくは都構想のように都道府県と市町村のあり方を変えるものなどがあり、相模原市も、こうした様々な議論に参加し、または市内でも議論が行われてきています。

大都市制度に関する議論は、そのほとんどが政令指定都市制度と密接な関連があります。政令指定都市移行後3年を経過した相模原市で、政令指定都市移行についても検証を行い、今後の大都市制度に関する調査研究に資するため、また議論を深めるため、特別委員会として本市の政令指定都市移行の総括を行うこととしました。

## 3、政令指定都市移行の総括の具体的内容

政令指定都市移行時の説明や資料・ビジョン、また市民説明会やパブリックコメントでのやり取り、議会での議事録等を元に、市民から関心も高く重要な議題（テーマ）をまとめ、その議題（テーマ）ごとに現在の状況等について説明を受け、質疑応答の後、各委員から意見を述べ合い、必要に応じて議論し、議題（テーマ）ごとに評価・検証を行います。

最後に、議題（テーマ）ごとの評価・検証を元に、総合的に取りまとめを行い、議長に報告します。

## 4、政令指定都市移行の総括実施後の取り組み

政令指定都市移行の総括実施の結果は、本特別委員会での大都市制度に関する議論の基礎資料として活用します。また、必要に応じて、総括後にも継続して検証が必要な事項が生じた場合は、理事者側に継続して報告を求める等、委員会としてその状況確認を適宜実施するものとします。

## 5、各議題（テーマ）ごとの議論の進め方

相模原市の政令指定都市移行の総括は、各議題（テーマ）ごとを基本にして議論を進めます。限られた時間の中で行いますので、各委員は発言時間等でのご協力をお願いします。

### ①議題提起 (委員長)

**委員長**が、議論を行う議題（テーマ）について提起を行います。  
◇議題の概要、選定の理由、議論の視点など  
◆**委員長**は各委員からの質問に答えます。

### ②説明 (理事者)

**理事者側**より、議論を行う議題（テーマ）について移行時の説明と現在の状況、今後の見通し等についてまとめ、説明します。  
◇議題に関わる事業の具体的内容、目的達成状況、成果・効果、現状・進捗、今後の見通し、課題、評価など。特に課題、評価については、具体的な根拠と合わせて説得力あるアウトカムについて説明します。

### ③質疑 (各委員より)

**各委員**より、理事者側に質疑を行います。  
◇説明の中で不明だった点、政令指定都市移行の総括に必要な点、議題に沿った確認点など。**答弁の関係から質問は事前に通告します。**  
◆**理事者**が答弁を行います。

### ④意見・評価及び議論 (各委員より)

**各委員**が、説明及び質疑を踏まえて、議論を行う議題（テーマ）について意見・評価などを述べ、必要に応じて議論を行います。  
◇政令指定都市移行の意見・評価など。課題については、それが政令指定都市制度に起因するものか、相模原市固有の理由によるものか等の判断を行います。  
◆**委員間**での議論の他、再度質疑があった場合には**理事者**が答弁を行います。

### ⑤取りまとめ (委員長)

**委員長**が、説明、質疑、意見・評価を踏まえて、取りまとめを行います。  
◇議題に沿った政令指定都市移行の総括など  
◆**委員**からの質問に**委員長**は答え、必要に応じて**委員間**で議論を行います。また、再度質疑があった場合には**理事者**が答弁を行います。

次の議題（テーマ）へ

時間や理事者側出席等に制約がある中での実施となります。時間及び進め方等については、委員長で判断したいと思えます。ご協力よろしくお願ひいたします。

## 6、意見・評価の表明

意見・評価においては、その議題（テーマ）で設定されている目的やビジョン等が期待どおりの成果を挙げているかを検証します。移行時に設定された目的やビジョン等に対し、数値や具体的なアウトカム及びその根拠等を元に、それが達成されているかを各委員より判断してください。移行時に懸念事項であったものについては、それが解決されたか、もしくは今後解決の方向性があるのか等を元に判断してください。委員間で必要に応じて議論等を行います。原則として採決・多数決は行わないものとします。

また、意見・評価の表明については、その理由等を明確に述べ、それが政令指定都市制度によるものなのか、本市固有のものなのか、その他のものか、大都市制度に関する次の議論につながるよう判断を行ってください。また必要に応じて課題の指摘や要改善事項への対応策等について具体的に指摘や意見を行ってください。

## 7、実施に当たって

- ・ 今回の政令指定都市移行の評価、検証は、将来を見据え、次のステージにつながる形の検証、総括とし、議論の過程での課題等は政令指定都市に移行した本市固有の問題か、それとも政令指定都市制度としての問題かを見極めることとします。

- ・ 市からの現状の説明においては、議題に関わる事業の具体的内容、目的達成状況、成果・効果、現状・進捗、今後の見通し、課題、評価などについて、説得力あるアウトカム及び具体的な内容を求めています。

- ・ 議論の元となる「目的」「数値」「ビジョン」「メリット・デメリット」等について、移行時の説明資料や議事録等の具体的で客観的な情報を用います。

- ・ 議論は市民目線から、また大局的な判断から等、各委員により多角的に行うものとします。

## 8、その他

- ・ 公開での実施となりますので、傍聴等を促すよう、各委員より広報に努めていただけてますようご協力お願いいたします。

- ・ **移譲事務や議案（テーマ）に係る事務事業についての質疑等がある場合、理事者側担当者の出席を求めます。各委員は委員長まで、事前にある程度の質問通告をお願いします。**

以上